

## 法人市民税 納付について

### 1 納付場所

次の指定金融機関等（順不同）の本店、支店等の窓口へ納付してください。

八十二銀行、あづみ農業協同組合、松本ハイランド農業協同組合、長野銀行、  
長野県信用組合、松本信用金庫、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行又は郵便局（長  
野・新潟県内に限る）、市役所本庁会計課及び各支所

※ 長野・新潟県以外のゆうちょ銀行又は郵便局で納付を希望される場合は、別途市作成の払込用紙をご利用いただければ納付できます（手数料市負担）。必要な場合は、お手数ですが下記までお問合せください。なお、ゆうちょ銀行又は郵便局備え付けの払込用紙をご利用いただく場合は、下記の口座番号、加入者名を記入し、通信欄には、年度・税目・事業年度・申告区分等を記入したのものにより納付してください。（手数料は払込者負担となります。）

○口座番号 00500-4-7400

○加入者名 安曇野市会計管理者

### 2 延滞金

(1)延滞金は、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ年 14.6%の割合（平成 26 年 1 月 1 日以降の期間については、特例基準割合※1 に年 7.3%を加算した割合、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間は、延滞金特例基準割合※2 に 1%を加算した割合（ともに上限割合：年 14.6%））を乗じて計算した額です。ただし、納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3%の割合（平成 26 年 1 月 1 日以後の期間は、特例基準割合※1 に 1%を加算した割合、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間は、延滞金特例基準割合※2 に 1%を加算した割合（ともに上限割合：年 7.3%））で計算した額です。

※1 特例基準割合とは、各年の前々年の 10 月から前年 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいいます。

※2 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の 9 月から前年 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいいます。

#### (2)計算上の注意

- ① 税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ② 税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- ③ 算出した延滞金が 1,000 円未満である場合は、その全額を切り捨て延滞金はかかりません。
- ④ 算出した延滞金に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。

お問合せ先

安曇野市役所 税務課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電話 0263-71-2484（直通） FAX 0263-72-2065